



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上で一定の障がいがあり、申請による加入をした人の医療保険です。

7月以降、新しい保険証(被保険者証)を簡易書留でお送りします。

【重要】令和4年度は、保険証を2回お送りします。

※令和4年10月1日より、医療費の自己負担割合に「2割負担」が加わるための特例です。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年9月30日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇 令和4年9月30日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合



令和4年7月31日まで
有効の保険証(現在の保険証)

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇 令和4年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

薄い
赤色

①8月1日から9月30日まで
有効の保険証(7月中旬に発送)

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年9月30日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇 令和4年9月30日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

薄い
黄色

②10月1日から翌年7月31日まで
有効の保険証(9月中旬に発送)

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和5年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇 令和5年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

薄い
青色

有効期限に
ご注意ください

- 有効期限の切れた証を処分する際は、新しい証とお取り間違いのないように証の色などをご確認ください。
- 限度額証および減額認定証は有効期間が1年です。※対象者には、①の保険証と一緒に送ります。

令和4年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

令和4・5年度の保険料は、以下のように計算することが決まりました。

年間保険料 (100円未満切捨て) ※年間 66万円 を上限とします。	=	所得割額 被保険者の所得※1 × 8.90%	+	均等割額 46,023 円※2
---	---	---	---	----------------------------------



※1 前年の所得 - 基礎控除額(43万円) 注: 合計所得金額が2,400万円を超える人は基礎控除額が少なくなります。

※2 世帯の所得などにより軽減される場合があります。

令和4年5月末までに後期高齢者医療制度に加入した人には、7月中旬頃に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。1年間の保険料額や、納付方法が記載されていますのでご確認ください。